

# 掲載内容

## 第1章 離婚事件における債務名義作成上の留意点

### 第1 総論

- 1 離婚事件における権利実現のプロセス
- 2 本書の構成

### 第2 離婚事件の債務名義

- 1 債務名義の必要性
- 2 離婚事件に係る債務名義の種類及び取得手続

### 第3 債務名義作成上の留意点

- 1 総論
- 2 離婚調停の一般的な調停条項
- 3 請求内容ごとの条項作成上の留意点
- 4 債務名義における当事者の特定上の留意点
- 5 債務名義の執行可能性に問題がある場合の対応

## 第2章 債務者の財産状況の調査

### 第1 制度の概要

- 1 財産開示
- 2 情報取得
- 3 その他の財産調査手続

### 第2 財産開示

- 1 管轄
- 2 財産開示の要件(総論)
- 3 強制執行の不奏功見込みの疎明
- 4 再施制限に抵触しないこと
- 5 実施決定
- 6 財産開示期日

【記載例1】財産開示手続申立書  
【記載例2】財産調査結果報告書(通常の場合)

【記載例3】財産調査結果報告書(先行手続ありの場合)

### 【記載例4】財産目録

### 第3 情報取得

- 1 管轄
- 2 情報取得の要件(総論)
- 3 強制執行の不奏功又は不奏功見込みについて
- 4 預貯金債権に係る情報取得
- 5 振替社債等に係る情報取得
- 6 不動産に係る情報取得
- 7 給与債権に係る情報取得

【記載例5】第三者からの情報取得手続申立書(預貯金)

【記載例6】第三者からの情報取得手続申立書(振替社債等)

【記載例7】第三者からの情報取得手続申立書(不動産)

【記載例8】第三者からの情報取得手続申立書(給与)

## 第4 財産分与の分与対象財産の調査

- 1 はじめに
- 2 財産分与に係る財産開示義務
- 3 調査嘱託
- 4 弁護士法23条の2に基づく照会(23条照会)

## 第3章 養育費等の強制執行・保全

### 第1 強制執行の一般的要件

- 1 はじめに
- 2 強制執行の一般的要件について
- 3 確定期限の到来要件に関する特例について

### 第2 養育費等に基づく債権執行

- 1 管轄
- 2 当事者
- 3 請求債権
- 4 差押債権
- 5 第三債務者に対する陳述催告の申立て
- 6 差し押さえた債権の取立て
- 7 配当等
- 8 転付命令、その他の換価手続

【記載例9】債権差押命令申立書(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)

【記載例10】当事者目録

【記載例11】請求債権目録

【記載例12】差押債権目録(扶養義務等に係る定期金債権等)

【記載例13】差押債権目録(役員報酬債権の差押え)

【記載例14】差押債権目録(公務員の俸給債権の差押え)

【記載例15】差押債権目録(預金債権の差押え)

【記載例16】差押債権目録(ゆうちょ銀行の貯金債権の差押え)

【記載例17】差押債権目録(賃料債権の差押え)

【記載例18】差押債権目録(継続的請負代金債権の差押え)

【記載例19】差押債権目録(クレジットカード代金債権の差押え)

【記載例20】差押債権目録(保険医の診療報酬債権の差押え)

【記載例21】差押債権目録(生命保険の解約返戻金請求権等の差押え)

【記載例22】差押債権目録(仮差押解放金取戻請求権の差押え)

【記載例23】振替社債等差押命令申立書(振替社債等の差押え)

【記載例24】暗号資産移転請求権等差押命令申立書(暗号資産(仮想通貨)の差押え)

### 第3 養育費等に基づく不動産執行

- 1 総論

## 2 養育費等に基づく不動産執行の実例はほとんどないこと

【記載例25】不動産強制競売申立書

### 第4 養育費等に基づく間接強制

- 1 総論
- 2 管轄
- 3 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の要件
- 4 強制金の額
- 5 強制金の回収
- 6 申立書の記載例

【記載例26】間接強制申立書

### 第5 養育費等の保全

- 1 総論
- 2 申立て上の留意点

## 第4章 子の引渡しの強制執行・保全

### 第1 子の引渡しの強制執行

- 1 子の引渡しをめぐる手続選択
- 2 子の引渡しの強制執行の概要
- 3 直接的な強制執行
- 4 間接強制

【記載例27】執行官に子の引渡しを実施させる決定申立書

【記載例28】引渡実施申立書

### 第2 人身保護請求

- 1 人身保護請求の概要
- 2 人身保護請求の申立て
- 3 人身保護請求の要件
- 4 人身保護請求事件の審理手続

【記載例29】人身保護請求書

### 第3 子の引渡しの保全処分

- 1 総論
- 2 子の引渡しの保全処分の要件
- 3 申立て上の留意点

## 付録 添付書類の申請書式

- 審判確定証明申請書
- 判決確定証明申請書
- 執行文付与申請書
- 執行文付与申請書(数通付与)
- 執行文付与申請書(再度付与)
- 執行文付与申請書(事実到来執行文)
- 事実到来執行文謄本等送達申請書
- 調停調書正本送達証明申請書
- 判決正本送達証明申請書
- 事実到来執行文謄本等送達証明申請書

## 索引

- 事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

離婚事件に精通した裁判官が実務の要所を深掘り!

# 裁判官からみた

# 離婚事件における

# 債務名義作成・強制執行・保全の実務

— 養育費の回収、子の引渡しを中心に —

著 武藤 裕一 (名古屋地方裁判所判事)

- ! 執行部の裁判官の視点から、離婚事件における権利実現の裁判手続について解説しています。
- ! 迅速・確実な強制執行等を行う上で必要となる執行裁判所の運用や取扱いを可視化して説明しています。
- ! 申立てにすぐに使える実践的な記載例・書式を豊富に掲載しています。



併せてご利用ください

## 離婚事件における 家庭裁判所の判断基準と弁護士の留意点

共著 武藤 裕一 (名古屋地方裁判所判事)・野口 英一郎 (弁護士)

A5判・総頁348頁  
定価 4,730円(本体4,300円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9096-9  
〈電子版〉定価 4,290円(本体3,900円)



A5判・総頁250頁  
定価 3,960円(本体3,600円) 送料410円  
ISBN978-4-7882-9265-9

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!  
〈電子版〉定価 3,630円(本体3,300円)

# 内容見本 (A5判縮小)

## 3 請求内容ごとの条項作成上の留意点

### ポイント

- ・強制執行開始のハードルが低くなるように文言を工夫
- ・給付金額の特定不足に注意

#### (1) 婚姻費用

##### ア 基本形

婚姻費用の支払を定める条項の基本形は、次のとおりです。

- 1 相手方は、申立人に対し、婚姻費用の分担として、月額〇円を、令和〇年〇月から当事者の離婚又は別居の解消に至るまで、毎月末日限り、〇銀行〇支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。
- 2 相手方は、申立人に対し、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの未払婚姻費用として〇円の支払義務があることを認め、これを、令和〇年〇

### 【記載例15】差押債権目録（預金債権の差押え）

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号  
 第三債務者 株式会社〇〇銀行  
 代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇  
 送達先  
 〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号  
 株式会社〇〇銀行〇〇支店\*1

#### 差押債権目録

金〇円\*2

債務者（氏名の振り仮名「コウノ タロウ」、平成〇年〇月〇日生、旧住所は別紙記載のとおり\*3）が第三債務者株式会社〇〇銀行（〇〇支店扱い\*1）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時\*4までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

#### 記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。\*5
  - (1) 定期預金
  - (2) 定期積金

## 4 預貯金債権に係る情報取得（【記載例5】参照）

### ポイント

- ・財産開示手続の前置が不要で、最も活用されている
- ・できるだけ多くの債務者特定事項を記載する

#### (1) はじめに

以下では、まず、実務上最も活用されている預貯金債権に係る情報取得について、申立て上の留意点や手続の流れを説明した上、これと条文を同じくする振替社債等に係る情報取得について補足し、さらに、前二者より要件が加重されている不動産に係る情報取得、給与債権に係る情報取得について説明します。

#### (2) 預貯金債権に係る情報取得の要件

預貯金債権に係る情報取得の要件は、①強制執行の一般的要件の充足（民執207①ただし書）、②強制執行の不奏功の証明又は不奏功見込みの疎明（民執207①・197①）です。

不動産及び預貯金に係る情報取得と異なり、財産開示手続の前置は要求されていません。これは、預貯金債権は、債務者による処分が容易であるため、財産開示手続を先に実施すべきものとすれば、その間に債務者によって隠匿等されてしまうおそれがある点で、特別な配慮が必要であることが考慮されたものです（令和元年改正法令解説・運用実務35頁）。

#### (3) 当事者

- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

#### 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号\*6の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

#### 別紙

#### 債務者の旧住所

- ・北海道網走市台町2丁目2-1
- ・名古屋市中区三の丸1丁目7-1
- ・大阪市中央区大手前1丁目5-63

\*1 預金口座の管理が本支店ごとに行われている実情に鑑み、差押債権の特定の見地から、原則として、取扱店舗となる支店（本店営業部を含みます。）の特定が必要です（いわゆる全店一括順位付け方式による預貯金債権の特定が不適法であることにつき最高裁判平成23年9月20日決定（民集65・6・2710）、いわゆる預金額最大店舗指定方式による預貯金債権つき最高裁判平成25年1月17日決定（判時2176・ネット専業銀行、SBI新生銀行、SBJ銀行に管理していることから、支店の特定は不要で

## 2 当事者（当事者目録につき、【記載例10】参照）

### ポイント

- ・債務名義に表示された当事者と執行当事者との同一性を証明することを要する
- ・「つながり証明」が容易でないケースは少なくない

#### (1) 当事者の特定

債権執行の申立てに当たっては、債務名義に表示された当事者（原告／被告、申立人／相手方）と執行当事者（債権者／債務者）が同一人であることを証明する必要があります（債権ホワイト上巻68頁）。

## 第1 子の引渡しの強制執行

### 1 子の引渡しをめぐる手続選択

#### ポイント

- ・子の引渡しの強制執行より人身保護請求の方が強力
- ・離婚前に子の引渡しを求める場合には、原則として、子の引渡しの強制執行を先行させる必要がある

#### (1) はじめに

子の引渡しを強制的に実現する手続には、①民事執行法174条以下に基づく子の引渡しの強制執行と、②人身保護法に基づく人身保護請求があります。

後述の人身保護請求手続の迅速性、強制性、認容判決の実現方法に照らし、子の引渡しの強制執行より人身保護請求の方が、強力な手続といえますが、以下のとおり、人身保護請求の要件との関係で、子の引渡しをめぐる法律関係に応じて、双方の手続を使い分ける必要があります。

#### (2) 配偶者に対し、離婚前の父母の共同親権に服する子の引渡しを求める場合

この場合、夫婦の一方による子に対する監護は、親権（民818③）に基づくものとして、特段の事情（配偶者が子を虐待している等）がない限り適法であることから、人身保護請求の要件である顕著な違法性が認められるためには、原則として、人身保護請求の申立てに先立ち、家庭裁判所に子の引渡しの審判（家事39・別表第2③）又は審判前の保全処分（家事157①三）の申立てをして、その認容審判（配偶者に対し子の引渡しを命ずる家事審判及び審判前の保全処分を併せて、以下「子の